

### 第 3 条 評議員の選出および再任に関する施行細則

1. 評議員候補は原則として以下の経歴を必要とする。

(1) 4 年制大学卒業として換算して、卒後 10 年以上経過していること。

(2) 最近 5 年間以上正会員であること。

(3) 本学会または本学会誌に 3 回以上研究発表していること。

(4) 日本血栓止血学会誌に、筆頭著者あるいは責任著者として原著論文、症例報告、総説またはそれに準ずる論文を 1 篇以上掲載していること。

2. 経歴が 1 の条件を満たさなくても、領域を考慮し、また本会の発展に多大な寄与を期待できる場合は若干名を理事会推薦の評議員候補とすることができる。

3. 評議員候補は以下の申請書類を総会の 1 カ月前までに事務局に送付申請すること。

(1) 履歴書

(2) 業績目録

(3) 主な論文別刷各 1 部

(4) 推薦状 2 通

4. 評議員候補者の選考手続きは、まず事務局で候補者条件に適應するか否かを調査したのち、会長が理事会に候補者の審査を依頼して、その承認が得られた者につき評議員会の議決を経て、新評議員として総会に報告するものとする。理事長は新評議員に対して評議員委嘱状を交付する。

5. 申請書諸記載上の注意事項

(1) 履歴書、業績目録、推薦状は本学会専用書類を用いること。

(2) 履歴書：学歴には必ず最終学歴を、研究歴は年を逐って記載すること。

(3) 業績目録：年代順に、『日本血栓止血学会誌』投稿規定中の『文献の記載』要領に従って記載すること。但し、学会、研究会等の抄録を除く。

(4) 推薦状：本学会評議員 2 名よりの推薦状

6. 評議員の再任について

3年間の任期中、評議員会をすべて欠席した場合は、原則として再任を認めない。委任状提出は再任に必要な出席としては認めない。